

非常勤職員の方の東京都職員共済組合加入についてのご案内（施行：令和4年10月1日から）

地方公務員等共済組合法の改正により、令和4年10月以降、要件を満たした非常勤職員の方が東京都職員共済組合の組合員となります。つきましては、以下のとおり制度概要をご案内いたします。

加入要件

以下(1)~(3)のいずれかの要件を満たす場合は、共済組合員となります。

(1) 常勤職員の所定勤務時間以上勤務している非常勤職員で、採用当初からの勤務期間が2ヶ月超1年未満の方

例：会計年度任用職員(フルタイム)で1年未満の勤務の方 など

(2) 週の所定勤務時間及び月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上の方で、2ヶ月を超えて使用されることが見込まれる方

例：再任用短時間勤務職員、月16日勤務の会計年度任用職員 など

(3) 週の所定勤務時間又は月の所定勤務日数が常勤職員の3/4未満の方で、以下の①~④の条件を全て満たす方

- ① 週の所定勤務時間が20時間以上 ② 2ヶ月を超えて使用されることが見込まれること
③ 報酬が月額8万8千円以上 ④ 学生ではないこと

例：週20時間以上勤務の会計年度任用職員 など

適用事業

短期給付と福祉事業が適用されます。

短期給付	「法定」給付に加えて公務員共済独自の「附加給付」が受けられます。
福祉事業	人間ドックや委託宿泊施設等、共済組合の様々な事業を利用できます。
長期給付	すでに厚生年金保険が直接適用されていることから、引き続き「第1号厚生年金被保険者」として厚生年金に加入します。 ※共済組合の長期給付は適用されません。

掛金

短期掛金・福祉掛金が徴収されます。

【令和4年度の掛金率（一般的な短期組合員の場合）】

協会けんぽ（東京都）		東京都職員共済組合	
健康保険料	49.05 %	短期掛金	37.70 %
		福祉掛金	1.76 %
介護保険料 ※	8.20 %	介護掛金 ※	9.00 %
計	57.25 %	計	48.46 %

※ 介護保険料・介護掛金は、40歳以上65歳未満の方のみが対象。

手続き

所属を通じてご案内します。

★ これまでお使いの協会けんぽ等の保険証は返却いただき、共済組合から組合員証が発行されます。

★ 被扶養者がいる場合、ご自身の保険証と同時に被扶養者証も変更となります。

※ 具体的なお手続きは、各所属所を通じてご案内します。

その他

任用形態等により、以下のとおりの取扱いとなります。

常勤的非常勤職員の方	①任用が事実上継続し、②常勤時間以上で月18日以上勤務で1年超勤務し、③引き続き常勤時間以上で勤務見込となった方は、一般組合員となり短期給付・福祉事業・長期給付が適用されます。
臨時的任用職員の方	令和4年10月以降、要件を満たした方は短期組合員となり、長期給付が適用外となります。 ※ 法施行日を跨いで任用期間が継続する場合は、一部、経過措置が適用されます。
後期高齢者医療制度の対象者の方	短期給付が適用外（※一定要件により一部手当金のみ対象）となり、福祉事業のみ適用されます。組合員証は発行されず、福祉事業にご使用いただける共済組合員カードを発行します。

※ 共済組合へのご加入時に、短期給付や福祉事業の詳細についてのパンフレットを配布予定です。

※ 現時点で未定の取扱いについては、総務省等から発出される通知等をもとに所属所を通じてご案内いたします。

※ ご不明な点につきましては、所属所の共済事務担当者にご確認ください。